

休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ）

平成4年2月26日

青少年の学校外活動に関する

調査研究協力者会議

本協力者会議は、昭和63年1月に発足し、週休2日制の普及、夏期休暇等休日の拡大等の変化に対応した青少年の学校外活動の充実方策について調査研究を行ってきた。この間、別途「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」において行われてきた学校週5日制に関する検討等の動向にも留意するとともに、9都県・17市区町村で行われている地域的な調査研究をも参考として、検討を進めた。また、平成3年12月に、それま

での調査研究の結果を中間まとめとして公表し、これに対する関係団体からの意見聴取を行った。

この審議のまとめは、子供の人間形成にとって日常生活での生活体験・活動体験を豊富にすることが必要であるとの認識にたつて、休日の拡大等に伴い、家庭・地域など学校の外での生活における子供の活動基盤の強化を図ることや自由に選択できる多様な活動の場や機会の充実を図ることを基本方向として、調査研究の結果を取りまとめたものである。

1. 学校外活動の充実の必要性

(1) 学校教育と学校外での活動

人間の発達において、青少年期は、家庭や周囲の大人への依存から成人としての自立にいたる中間期ということができ、周囲の大人や友人達との交流の中で、依存と自立をめぐる葛藤や試行錯誤を繰り返す時期である。それだけに各家庭においても子供の教育の上で難しい問題に突き当たることも多く、その心身の成長をどのように図っていくべきか悩みの多い時期ともいえる。

心身の調和のとれた成人となるためには、この時期に、学校教育を通じて、系統的・計画的な学習をする一方、学校教育以外の日常生活を通じて、自主的、主体的な生活体験・活動体験を豊富に積み重ねることが大切である。

すなわち、学校教育は、個人として、また国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を、同年齢の学級集団の中で系統的・計画的に学習することに主な特色があるが、社会生活では、例えば、学校教育の中で学習したことの応用力、物事に対する興味・関心や意欲、共同作業や共同生活を営むことのできる社会性、日々新たに生じる課題に立ち向かう精神力と体力、芸術や文化活動に親しむ等の教養など、全人的な力が求められる。このような力は、学校での教育や活動に加え、家庭生活などの日常生活での経験や地域での多様な総合的・体験的な活動の経験によって育まれる。これらの経験は、また、学校教育において、子供が真の意味での学力を身につけていくための基礎となるものでもある。

このような学校外での総合的・体験的な活動、すなわち学校外活動の内容には、例えば、異年齢集団

などの仲間による日常の遊びなどのほか、社会教育関係団体や社会教育施設が主催する種々の活動、野外活動を中心に心身の鍛錬を図る団体宿泊訓練など、多様なものがある。また、活動の分野も、子供同士の遊び・集団活動、親子で行う活動や自然体験活動、文化活動、奉仕等の社会参加活動、スポーツ・レクリエーション活動など多岐にわたっている。さらに、活動の範囲も、日常生活圏を中心に、日帰りの遠出、宿泊を伴うものなどがある。

なお、学校外の生活全体においては、例えば、家族の団らん、家事の手伝いなどの家庭生活や、心身を休め、くつろぐなどのゆとりも大切な要素である。学校外活動は、これらとあいまって効果が挙がる面も多く、それぞれの家庭が生活全体のバランスを考慮しながら、子供の学校外での生活をどのように過ごさせるか自ら考えていくことが求められる。

(2) 学校教育への過度の依存等の問題

学校外活動の重要性については、これまでも各方面から指摘されているが、実際には、学校教育への著しい偏りが見られ、学校の外での豊かな体験の場や機会、時間的ゆとりが乏しくなっているのが現状である。この背景には、家庭や地域の教育力の低下に伴って、学校教育への過度の依存が進んできたことがあるといえよう。

一方、今日の子供については、経済的に豊かになった生活の下で、恵まれた環境・条件も与えられている反面、人間関係の希薄化、意識や行動の面の消極性、過剰な間接情報と直接体験の不足、社会性の発達や自己の確立の面の遅れ、自ら行動を選択し実践する意欲・態度の不足など、色々な問題が指摘されており、これらの問題の背景として、家庭や地域での直接的な生活体験・活動体験の不足、生活リズムのゆとりのなさ等が挙げられている。

このような現状の中で、学校教育においても、生活体験・活動体験の不足を補う努力が進められてきている。例えば、近年の自然教室の実施や勤労生産学習の推進などもその例といえることができる。また、学校における教育課程の大綱的基準である学習指導要領についても、児童・生徒が自ら考え、自ら学ぶ教育の重視を大きなねらいとした改訂が行われ、順次実施の運びとなっている。

しかしながら、本来、子供の人間形成の基本である家庭での生活体験や、地域で子供が伸び伸びと自発的な活動を行うことを通じて養われる能力や意欲・態度のすべてを学校教育の中で身につけることは困難であると言える。

これらの状況を踏まえると、学校外での総合的・体験的な活動を子供達により多く経験させることが従来以上に必要になっている。

(3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実

学校週5日制について調査研究を進めてきた「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」の「社会の変化に対応した新しい学校運営等の在り方について」（平成4年2月20日審議のまとめ）においては、まず、月に1回の土曜日を休業日とする学校週5日制を平成4年度の2学期から導入し、さらにその実施の過程において出された問題点を解決しながら次の段階へ進むことを検討することが適当である旨、提言されているところである。この学校週5日制の導入は、子供の生活リズムにゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験を提供する契機となるものである。このことは、発達段階に応じて、子供が遊びや各種の活動を自ら選択し、創意工夫しながら取り組むことなどにより子供の自発性・自主性を育む機会が拡大するという点でも大きな意義を持っている。

また、近年、社会一般において週休2日制の普及が進む傾向にある。このような中で学校週5日制が実施された場合には、子供の土曜日の午前中の過ごし方の変化だけではなく、大人も含めた家庭に、二日間の連続する休日という生活リズムをもたらすようになってくるであろう。このことによって、生活のゆとりの確保、休日を活用した活動の実践など、家族や子供にとって行動の選択の幅が広がってくると考えられる。

この場合、一方において、休日を一人一人の子供がどのように過ごすことが望ましいかをそれぞれの家庭が責任をもって考える必要があると同時に、他方において、地域、学校、社会一般にわたる積極的な対応や関係施策の推進を通じ、子供の学校外での活動が活発に行われるための環境が整えられていくことが一層大切になってくると考えられる。

その際、心身に障害のある子供、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮が必要である。

現在、学校週5日制の試行を実施している調査研究協力校が所在する9都県・17市区町村において学校外活動の充実に関する調査研究が行われており、その一環として、これらの市区町村では、休日となった土曜日を利用して地域の実情に応じた具体的な学校外活動の試みが進められている。

この試みの中には、異年齢集団の子供達による遊びや自然体験活動、自分達の住む地域についての体験的な学習、ボランティア活動、また親子参加や住民の世代間交流による地域活動など、通常学校や家庭では得にくい活動のプログラムが提供されている例がみられる。また、これらの活動と関連して、青

少年団体やPTAをはじめとする地域団体の活動の活性化や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等における子供向けの事業の充実が図られている。さらには、教育委員会が中心となり、地域の関係施設、団体、学校や関係行政機関との連携・協力を促進したり、公民館の広報や学校だより等を通じて学校外活動に関する情報を家庭・地域に適切に周知するなどの取組みが見られる。

本協力者会議では、このような学校週5日制の導入に伴う休日の拡大という点も考慮に入れつつ、より広く日常生活全体の中で子供達がより多くの生活体験・活動体験が得られるよう、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策について検討してきたものである。

2. 学校外活動の基盤の強化

子供の全人的な成長にとっては、家庭をはじめ地域や学校の教育力がそれぞれに発揮されることが不可欠であることは言うまでもない。しかしながら、先に指摘したように、今日、学校教育への過度の依存により、三者の役割と責任の分担が曖昧化している状況がみられる。学校外活動の基盤となる家庭や地域の教育力を活性化するためには、すべての人々がそれぞれの立場から一步一步改善に向かって努力することが重要である。

すなわち、それぞれの家庭での自覚と取組みはもとより、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループ等を含めた地域の人々の取組み、さらには、学校の協力、社会全般における支援により、学校外活動の基盤の強化を図っていく必要がある。その際、文部省や教育委員会をはじめ関係行政機関における様々な形での助言、援助が要請される。

(1) 家庭の教育機能の発揮

子供は人間形成やしつけに最も大きな影響を及ぼし、その最終的な責任を有するのは家庭である。

現代の家庭については、きょうだい間で切磋琢磨

する、家事の手伝いをする、家族が共通の時間を共有するなどの機会が減少してきており、子供達が社会性を身につけていくために必要な種々の生活体験が一般的に不足する傾向にある、父親の関わりも希薄になってきている等の指摘がなされている。

学校外活動との関連においては、それぞれの家庭において、学校外での生活時間の過ごし方について、このような指摘等も踏まえ、子供の健全な成長のためには何が不足し、何が必要とされているのかということを考えてつつ、責任をもって考えることがまず肝要である。

その上で、家庭や地域において子供自身が種々の活動をなるべく豊富に経験し、物事に対する幅広い興味・関心、社会に適応する力、社会参加の意欲等を身につけることができるよう心を配ることが大事である。なお、学習塾通い等の問題についても、このような幅広い視野から捉えて適切に対応することが必要と考える。

また、それぞれの家庭も地域や社会の一員であり、子供が地域等の活動に参加する際には、必要に応じ父親や母親等がその世話役や指導者等として、積極的に参加することが求められている。

(2) 地域の教育力の充実

子供にとって、身近な活動の場は地域であり、教育委員会や関係団体等が中心となって、自由な遊びや各種の活動が盛んになるよう地域の環境を整備していくことが必要である。

その際、青少年団体、スポーツ団体等の指導者、社会教育行政関係者をはじめ中核となる指導者の充実と資質の向上に努めることが重要である。同時に、子供の活動に対する支援が一部の住民や親の過重な負担とならないよう、地域全体として支援することが望まれる。

さらに、地域における活動場所の整備に当たっては、幼児、小学生、中学生、高校生など、それぞれの発達段階によって活動の内容にも違いがあることに留意する必要がある。他方、学校外活動においては、異年齢集団による縦のつながりをもった活動の充実を図ることも大切な要素である。このため、地域の実情を踏まえながら発達段階に応じた活動空間の適切な配置や多目的利用の可能な空間の確保に努めることが重要である。

なお、地域における社会教育関係の団体・施設や学校の連携・協力のもとより、その他の公共あるいは民間の施設を含めた幅広い協力を得て、学校外活動の充実を図ることが望まれる。

(3) 学校の協力

学校においては、教師が学校外活動の重要性を認識し、児童・生徒が参加した奉仕活動や野外活動などを児童・生徒の個性の伸長を図る観点から適切に評価するよう配慮するとともに、家庭に対しては、青少年団体活動やスポーツ活動への参加や地域の行事など学校外での活動の場や機会に関する情報を積極的に提供するなどの努力を行うことが望まれる。このためには、地域の社会教育関係者・団体・施設等との平素からの連絡や交流に努める必要がある。

また、地域においては、学校に対し、地域の活動に対する様々なレベルの協力を期待していることも事実であり、これに応じて、学校が、地域で行われる学校外活動の企画・プログラム作りへの助言・協力、学校施設の積極的開放、教師の学校外活動への

参加など、学校外での子供の活動を奨励する方向で協力することが望まれる。

さらに、学校教育においても、地域の社会人との触れ合いの機会を増加させたり、近隣の公民館、図書館、博物館などの社会教育施設や体育館などの社会体育施設等の利用の機会を取り入れるなど、地域における子供の生活との関連に配慮した教育活動を展開することが望まれる。このことによって、子供が地域の人々と親しんだり、身近な施設等になじむようになることが期待される。

このような学校の取組みに対し、教育委員会においても適切な指導、助言、援助を与えることが大切である。

なお、学校の課外活動として行われている部活動については、その果たしている意義に留意するとともに、例えば運動部について一部に過熱化の傾向がみられる等の指摘もあることを踏まえ、各学校において子供の生活時間全体との関連に対する配慮や学校外活動との連携の工夫などについて検討していくことが望まれる。

(4) 社会における支援

学校の外における子供の活動の充実を図る上では、地域の人々のボランティア的な活動が大切な要素となるが、我が国では、このような面での社会的な意識や環境は必ずしも十分とは言えない。特に企業等の職員に関しては、地域で学校外活動に協力するなどのボランティア活動を行う機会が得にくい等の現状がみられる。このため、週休2日制の普及のほか、例えば、ボランティア休暇制度の導入など職員のボランティア活動に対する理解や支援が一層進められる必要がある。

また、企業等の職員については、一般に家庭での日頃の子供との触れ合いの機会が不足しがちな傾向があると言われている。このような点を考慮して、育児休業制度の普及、職員の家庭生活の充実に配慮した勤務制度の導入等が進められる必要がある。

さらに、近年の都市化等に伴い、学校外での活動場所の不足が指摘されており、企業や神社、寺院、教会、住民等においても保有施設・保有地を極力地域に開放する等の配慮が求められる。

なお、学習塾関係者にも子供の全人的な成長の観

点から適切な配慮が求められる。

3. 学校外活動の充実のための施策

文部省及び教育委員会は、関係省庁、首長部局などの関係行政機関や関係団体との連携・協力を努めつつ、学校外活動の場や機会の充実に資するよう種々の施策を推進する必要がある。

施策の展開に当たっては、まず、生活の大部分が営まれる日常生活圏での活動が重視されるべきである。また、近年、子供や家族の活動が、日帰りの広域的活動、宿泊型活動などへと広がっており、このような活動範囲の拡大に見合った施策も重要である。さらには、価値観や活動ニーズの多様化に応じた様々な魅力のある活動の場や機会の振興も進める必要がある。

また、地域における子供の様々な活動の振興を図ることが、ひいては地域をおこし、まちづくりにつながっていく例もみられ、市町村等においては、このような観点に立って関係施策の展開を図ることも有意義と考えられる。

学校外活動の充実を図る上で、心身に障害のある子供に対する配慮も重要である。これらの子供達が地域における活動に参加しやすいようその運営上の種々の工夫を行ったり、利用の便を図った施設の整備を行うことが望まれる。このため、学校も含めた関係機関・施設・団体の相互の連携・協力が求められる。

また、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮も必要である。

なお、行政施策の展開に当たっては、それぞれの地域の実情に応じた主体的な取組みを重視するとともに、各青少年団体等の理念に基づいた活動の自主性を尊重し、これらに効果的な支援を行うことを基本姿勢とすることが適切と考える。

(1) 日常生活圏における学校外活動の充実

子供の生活行動の大部分は、日常生活圏で行われることから、学校外活動についても、日常生活圏での充実を図ることが基本的な課題であり、これに対する積極的な取組みが必要である。

ア 身近な場所での遊びや多様な活動の充実

異年齢集団での遊びや活動、身近な施設等での興味・関心に応じた多様なサークル的活動等を通じ、仲間作り）やリーダーシップ、フォロワーシップの経験を得させるための施策の展開が必要である。その際、地域の青少年団体、PTAその他の地域団体、住民自治団体等の協力や学校の教師のボランティアとしての積極的な協力等が期待される。

また、身近な地域におけるこれらの活動の活性化を図るためには、家庭・地域・学校等の関係者から構成され、地域の実情に即した活動の充実に必要な協力体制作りや企画を推進する場の設置を促進する必要がある。

イ 青少年のボランティア活動の充実

我が国においては、一般にボランティア活動の意義に対する認識が不十分との指摘があり、子供が発達段階に応じてこのような活動の経験を持てるよう配慮することは、主体的な社会参加の意欲を養う上でも、高齢化の急速な進展等の社会変化の中で今後求められる社会的態度を身につける上でも、ますます重要になってくる。

このため、地域活動や団体活動のプログラムの中に、子供達が親しみやすい形で、環境美化、福祉施設への訪問等の奉仕活動を積極的に取り入れたり、それぞれの地域において「ボランティア活動の目」を設定するなど、ボランティア活動に対する参加の機会の促進や意識の啓発を図っていくことが必要である。

ウ 青少年団体等の地域活動の振興

地域の学校外活動に大きな役割を果たしている青少年団体、PTA等の社会教育関係団体、住民自治団体等の活動を一層振興することが必要である。その際、リーダーの養成・確保とその資質向上を図ることが重要である。

また、青少年団体等の活動上の悩みとして、活動内容のマンネリ化による魅力の減少、大人の過剰な世話による子供の自発的発育の阻害等の傾向

が見られる。他方、例えば、子供の集団から生まれてくる遊びや子供自身の企画を中心とするレクリエーション活動、文化活動等の援助を通じて学校外活動の活性化を図っている例も見られる。また、親子参加の野外活動等に成果を挙げている例もある。

このように、活動プログラムの資質充実を図ることも団体活動の活性化にとって必要である。

エ 青少年のスポーツ活動の振興

スポーツは、異年齢集団が、共通のルールのもとに活動を行い、忍耐力、公正さ、規律、協調性等発達期の子供にとって重要な価値を体得しながら、体力づくりにも資するなど、心身の発達に大きな意義を有するものである。

スポーツ団体やその指導者は、心身ともに健やかな子供を育てる観点から子供のスポーツ活動を重視した活動を行っているが、今後、こうした団体や指導者、さらには地域のスポーツクラブなどと教育委員会や地域の各種団体等が密接な連携をとりつつ、子供のスポーツ活動の機会の充実を図っていく必要がある。

オ 青少年の文化活動の振興

近年、メディア等を通して音楽、美術等の芸術に親しむ機会は増加したが、子供の豊かな情操を育むためには、演奏、作品等に直接触れ、美しいものに対する感動を体験する機会の充実を図ることが重要である。このため、子供に配慮した舞台芸術公演、美術展の巡回事業等の充実が求められる。

また、文化施設において、子供が自ら参加する文化活動に対して発表の場、練習の場の提供を優先的に行ったり、他の地域の子供との文化交流の場を設けるなどの配慮をすることも必要である。

さらに、子供が地域の祭りや伝統芸能など様々な地域固有の文化的行事への参加等を通じて地域の個性豊かな文化とふれあい、地域のアイデンティティを確認するなどの機会の充実を図ることも重要である。

カ 青少年関係指導者等の充実と連携・協力

青少年関係指導者には、多様な種類のものがある。例えば、地域には、社会教育主事、社会教育指導員をはじめ、体育、福祉、労働、非行防止等に係る指導員が設置されており、また各種施設には公民館主事、学芸員、司書や青少年教育施設指導職員をはじめ児童厚生員、勤労青少年ホーム指

導員等が配置されている。さらに、青少年団体のリーダーやスポーツ団体、レクリエーション活動を行う団体の指導者など、各種の団体活動に関する指導者が活躍している。これらの指導者の体制及び養成・研修の充実等を図る必要がある。その際、子供の安全確保に関する研修の機会の充実に配慮することが大切である。

また、特にこれらの指導者の相互の連携・協力を促進することが求められる。このため、事業を実施する際の相互協力、施設設備の相互利用、情報交流、共同参加による研修のほか、定期的な連絡協議の機会の設定等の人的な連携・協力体制作りを促進する必要がある。このことは、各施設間の連携・協力の促進にも実質的に資することとなる。

なお、専門的な指導者以外の地域の色々な人材からも積極的な協力を得る観点から、例えば、地域の社会人等に対し、一定の資質や協力の実績等に着目して、地域としての認証、顕彰等の評価方法を工夫するなど、協力意欲の増進、円滑な活動実践の助長を図る必要がある。

さらに、余り負担感を伴わない形で地域の人々の幅広い参加が得られるよう、例えば、特技・趣味等を生かして協力できる人々や過去に学校の教師としての経験を持っている人々等への働きかけ、父親のより積極的な参加の促進などに努めることが必要である。

キ 学校施設の開放促進

学校施設の開放は、身近な学校外活動の場の確保の観点から重要である。特に、近年、校庭や体育館だけでなく、特別教室、一般教室、図書室を含めた積極的な開放を行う試みや、学校の新設、全面改築等に際し施設・設備の面で地域開放に配慮する例などが見られるようになっている。また、児童・生徒数の減少に伴う余裕教室を多目的な活動の場として地域にも開放する等の例も見られるようになっている。

このような取組みの普及を含め、学校施設の開放を一層促進することが求められる。

その際、円滑に実施するためには、施設の管理や利用の方法等についての適切なルール作りが重要な要素となる。また、子供の活動の場を確保する観点から、成人の利用のみに偏ることのないよ

う利用の形態に配慮することも必要である。

ク 社会教育施設等の充実・活性化

地域の社会教育の中心となっている公民館、図書館、博物館や文化活動の拠点である文化会館は、子供のみを対象に設置されているものではないが、施設によって、子供の活動に配慮した試みがみられる。

例えば、公民館における子供向けの工作教室、天体観測、野外活動事業、工場見学、図書館における子供向けの絵本展、映写会、人形劇など、活動参加や体験学習を中心とした事業への取り組みはその例といえることができる。また、例えば、地域型の博物館等では、身近な地域の生活用具、民家、衣服、土器等を収集展示し、子供がさわる、動かす、作る等の体験を自由にできるように配慮したり、町の将来計画を表現する立体模型を子供の参加によって作成展示するなどの試みが行われるようになっている。さらに、文化会館では、子供に配慮したプログラムによるコンサートの開催等が行われている。これらの事業を通じて親子参加の機会を積極的に提供している例もみられる。

なお、これら施設の中には、郷土資料館、歴史資料館、科学館、文学館、動植物園や水族館、音楽ホールなど、施設そのものとしての様々な特色を持つものもみられ、子供の興味・関心に応じた活動の場として提供したり、学校外活動に関連した事業を行う拠点として有効活用を図ることができると考えられる。

引き続き社会教育施設の整備充実に努めるとともに、このような学校外活動に配慮した事業の展開や施設の設備を一層進めることが望まれる。

その際、施設を利用した活動における安全確保の面に意を用いる必要がある。また、心身に障害のある子供が活動に参加したり、施設を利用しやすい環境の整備に努めることが大切である。これらのことは、社会教育施設以外の種々の学校外活動関連施設の整備等に当たっても配慮する必要がある。

さらに、例えば、一定の日には有料施設の無料開放を行うなど、各地域や施設の状況に応じて利用条件に係る工夫を検討することも必要であろう。

ケ 社会体育施設の充実・活性化

地域のスポーツ活動の中心となっている市民体

育館、水泳プール、陸上競技場等では、教育委員会等によって、各種のスポーツ教室をはじめ、地域の人々の生涯スポーツの推進という観点に立った様々な事業が行われている。その一環として、子供のスポーツ活動への参加機会を提供しスポーツに親しむ態度を培うなどの観点から、少年スポーツ活動の育成事業、親子スポーツ活動の推進事業、少年スポーツクラブ育成事業等が行われている。

引き続き社会体育施設の整備充実に努めるとともに、学校体育施設との有機的な連携を図りつつ、社会体育施設を有効に活用した活動の促進に努めることが重要である。

コ 地域の各種施設の充実・活性化

児童館、勤労青少年ホーム等においては、学校外活動に配慮した空間の提供や事業が行われており、また、市役所等に自由な活動のできる遊び場や子供の水遊びが可能な広場を設けたり、郵便局が主催して絵手紙の製作教室等の子供が親しめる活動を行うなど、各種施設においても子供の活動に関連した種々の例がみられる。

さらに、大学等の高等教育機関が行う公開講座等の事業にも、近年、中学生や高校生を対象とした企画の例がみられる。

このような各種施設における取組みの一層の進展が望まれる。

サ 地域における自由な活動空間の確保

公園、広場等の充実や有効活用の促進も、子供の自由な活動空間を確保する上で重要である。

公園等の現況を見ると、景観を重視するあまり、自由な活動の場所が著しく制限されているなど大人の利用を中心とした形態となっているために子供の活動が行われにくい例や、遊具・施設などに特色がなく、学校外の活動の場所として魅力に乏しい例等がみられる一方、例えば、わんぱく広場、冒険広場等の趣旨の下に、自由な遊びの場として親しまれる例もみられる。

また、町並みの中に子供を含めた様々な世代の人々が集まって催し物を楽しむ空間等を設けることも有意義と考える。

関係行政機関の理解や協力を得て学校外活動に配慮した空間の一層の充実が図られるとともに、既存の空間についても、可能な限り子供の自由な

活動の場所としての利用に配慮されることが求められる。

また、自然地、空地も今日貴重な学校外活動の場と考えられる。現状においては、例えば、河岸にみられるように、安全管理の問題もあって利用できない例も多い一方、適切な整備によって都市の中に子供が自由に活動できる緑豊かな空間を提供している例もみられる。

可能な限り、これらの空間が子供の自由な活動の場所として有効利用される環境作りが望まれる。

(2) 広域的な学校外活動の充実

子供の学校外活動の範囲は、日常生活圏を基盤としながらも、最近の社会生活一般における活動範囲の拡大に伴って、従来より拡大する傾向にあり、日帰りによる広域的な活動や宿泊型の活動の重要性も増大していると考えられる。

このような広域的活動による新鮮な活動体験は、身近な場所での活動体験とあいまって、子供の成長に大きく寄与するものであり、そのための場や機会の充実を促進することが必要である。

ア 青少年団体の広域的活動の振興

宿泊を伴う野外活動や地域間交流活動・国際交流活動等について中心的な役割を担っている青少年団体の広域的活動を一層振興する必要がある。

また、青少年団体は、日常生活圏における活動から広域的な活動まで、幅広く展開しているものが多く、これらの活動を振興する上で参考となるのは、近年、地方公共団体において青少年教育活動の充実等を図るための基金を設け、地域レベルの青少年団体活動等への援助を行う例もみられるようになってきたことである。このような援助の手段を講じることも地域での多様な学校外活動の展開に資するものと考えられる。

イ 多機能広域型の活動センターの提供

日帰り圏などいわば中距離の活動範囲においては、比較的年長の子供を中心にグループを結成して、例えば、美術・音楽などの芸術活動、スポーツ活動、歴史・科学・環境保護等の特定分野に関する学習活動、国際交流活動、ボランティア活動など種々の活動に取り組む例も多い。地域の実情に応じ、このような多様な活動ができる拠点とし

て、各々の活動にふさわしいゾーンを併せ持つ多機能型の活動センターの設置を進めることも、今後必要になってくると考える。

ウ 青少年教育施設、野外活動施設等の充実・活性化

青年の家、少年自然の家等の青少年教育施設においては、数泊以上にわたる団体活動の受入れを趣旨としているものが多いが、さらに、週末利用の活動、親子参加の活動の受入れや主催事業の企画の一層の充実等を進めることが必要である。

併せて、青少年教育施設の運営に関しても、時代の変化に対応しつつ、より活用しやすく、活動意欲を持ちやすい利用条件の確保を図る必要がある。また、施設面に関しても、このような多様な活動ニーズに配慮した特色ある施設作りを進めていくことが必要である。特に、国立青年の家等においては、今後、施設の現代化・個性化等の推進に努めることが必要と考える。

また、キャンプ場やユース・ホステル等の野外活動施設においては、地方公共団体、社会教育関係団体やスポーツ団体等が親子キャンプ活動、青少年国際交流事業等、様々な事業を実施している。

発達期の子供にとって、野外活動を通して得られる様々な体験は、自然や環境に対する理解を深めたり、様々な状況を仲間と一緒に乗り越えていくことによって行動力、積極性、協調性などを体得することができる貴重なものであり、その振興を図るとともに、これらの野外活動施設その他の関連施設について整備充実を図っていくことが重要である。

エ 地域開発及び各種広域型施設の整備における配慮

近年、都市再開発、新たな広域的な都市計画や地域整備計画、リゾート開発などの地域開発等が行われているが、このような地域開発等に当たっては、自然環境の保護等に十分留意しつつ、子供の広域的な活動も視野に入れた対応が望まれる。

また、国立公園、国定公園、都道府県立公園等における環境保護活動や自然学習、森林を活用した野営活動、史跡の保存・活用による体験学習活動の場や機会など、広域的な学校外活動の観点からみて有意義と考えられる活動環境の充実及び適切な利活用を図ることが望まれる。

（3）青少年の興味・関心の多様化等への対応

現代の子供については、経済的に豊かな生活やマスコミからの情報摂取量の増大等により、多彩な個別の分野にわたる興味・関心を持ち、時代の動向に敏感に反応した活動意欲を見せる等の傾向がみられる。このような興味・関心の個性化、多様化に対応して、多様な活動の場や機会の振興を図ることが求められる。

その一方、適切な興味・関心の対象を発見できずにいる子供、極めて狭い分野の興味・関心に閉じこもっている子供、仲間作りが苦手な引きこもりがちな子供等の姿もみられる。これらの子供が活動に親しむためのきっかけを提供する観点からも、子供達をひきつける多様な活動の場や機会の充実を図る必要がある。

ア 多様な学校外活動関連事業・施設の振興と連携の促進

従来から、遊園地、劇場や映画館、スケート場やプールなどの様々な施設が民間事業者によって提供され、子供や家族の活動の場として親しまれているが、近年さらに、民間事業者や地方公共団体等によって教育的配慮を伴った特色ある事業や施設の設置が行われる傾向がみられるようになっている。

この中には、例えば自由な野外活動ができる空間を提供したり、一定のカリキュラムの下に生き物と触れ合う活動、宇宙科学への興味・関心を養う活動、国際交流活動、各種スポーツ活動、親子キャンプ活動など独創性豊かな活動を展開している例がみられる。また、企業施設を開放して子供の遊びや興味・関心に応じたテーマの学習の場を提供する等の例もみられる。

このような動向を踏まえ、公共部門はもとより民間事業者による事業・施設を含め、学校外活動関連事業・施設の状況及び動態の総合的な把握に努めるとともに、これらの事業・施設の振興と相互連携の促進を通じ、多様な学校外活動の場や機会の総合的な充実を推進する必要がある。

イ 先導的な学校外活動プログラムの開発・提供

現代の子供にとって魅力のある活動や今後の社会変化に対する基礎的な興味・関心を養う活動などについて、休日の活用を踏まえた先導的な活動

プログラムの開発・提供が必要である。その際、子供の興味・関心や活動の特性は発達段階によって異なること、また地域の実情により活動を行う環境も異なること等に留意しつつ開発・提供を進めることが求められる。

また、心身に障害のある子供の参加に配慮した活動プログラムの開発・提供も重要である。

併せて、これらのプログラムや各地の特色ある取組みが広く実践されるよう地域の人々や関係団体・機関等に対し実践的な事例集等の参考資料の提供を図る必要がある。

ウ 学校外活動に関する情報提供等の充実

学校外活動の場や機会の充実を図ることと併せて、多くの人々が活動に参加できるよう、どのような活動が、いつ、どこで行われているか等の具体的な情報を人々が身近な場所で知ることができるよう環境を整えることが必要である。このため、教育委員会は、極力広範に情報を収集し、例えば学校を通じて子供やそれぞれの家庭への周知を図ったり、地域の社会教育施設、鉄道駅、バス停留所、郵便局など普段人々がよく訪れる場所に情報コーナーを設けて広報するなどの工夫に努める必要がある。

また、家族や子供達のグループが希望する学校外活動について、活動の進め方等に関する相談が気軽に行える場所が地域に設置されていることが求められる。このため、例えば公民館等においては、活動相談のコーナーを設けて助言するなど、活動相談のセンター的な機能を果たすことが期待される。

なお、一部の保護者においては、子供の遊びの重要性に対して理解が不足していたり、子供の安全に対する過度の心配から子供の自由な活動を抑制してしまう等の傾向がみられる。このため、遊びは子供の成長の上で大きな意義を持つものであることや子供の安全に対する能力は豊富な活動体験を積み重ねることによって自然な形で身に付いていくことなどが広く理解されるよう啓発普及に努めることも大切である。

また、子供が家庭において豊かな生活体験を持てるよう支援する観点から、各家庭が今後の家庭の在り方を考えていくための参考となる資料の提供や学習機会の充実を図ることも大切と考える。